

(平成23年7月6日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	43 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	30 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	54 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	34 件

神奈川国民年金 事案 5753

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年3月

私の国民年金保険料については、夫が、月々郵便局で夫自身の保険料と一緒に、納付書に現金を添えて納付してくれていた。

私は、夫が私の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、夫自身の国民年金保険料と一緒に、申立人の保険料も、月々納付書に現金を添えて納付してくれていたと述べている。確かに、オンライン記録及び夫婦の国民年金被保険者名簿において、夫婦共に、申立期間に係る国民年金第1号被保険者への種別変更日の訂正処理が、平成8年11月19日に行われていること、及び夫婦共に保険料が納付済みとされている期間について、同一日に納付していることが確認できることから、その当時、夫婦共に国民年金に関する手続を行い、保険料を納付していたと考えられ、申立期間のみ、その夫の保険料が納付済みとされ、申立人の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は1回、かつ1か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫は、自身の国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5754

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められ、53 年 1 月から同年 3 月までの保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 22 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 46 年 11 月に、区役所で夫と一緒に婚姻届を提出した際に、国民年金の任意加入手続を行い、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していた。

昭和 47 年 4 月からは、付加保険料も納付することとし、自宅に来た集金人に定額保険料及び付加保険料を納付していたが、50 年 4 月からは、定額保険料のみを納付していた。

申立期間①の定額保険料、付加保険料及び申立期間②の定額保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 11 月に、区役所でその夫と一緒に婚姻届を提出した際に、国民年金の任意加入手続を行い、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付し、47 年 4 月からは、付加保険料も納付することとし、集金人に定額保険料及び付加保険料を納付していたが、50 年 4 月からは、定額保険料のみを納付していたと主張しているところ、申立人は、46 年 11 月の婚姻日と同日に、国民年金に任意加入していることが確認でき、同年同月から第 3 号被保険者となる前月の 61 年 3 月までの期間のうち、申立期間①、②及び 2か月の未納期間を除いて、定額保険料を全て納付しており、付加保険料を納付している期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、昭和 47 年 4 月から申立期間①直前の同年 9 月までの定額保険料及び付加保険料は、同年 4 月に集金人に納付されていること、及び申立期間①直後の 48 年 4 月から同年 12 月までの定額保険料及び付加保険料は、同年 12 月に集金人に納付されていることが、申立人が所持する領収書により確認でき、その間一度も集金人が申立人宅を訪問しなかったと考えるのは不自然であり、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、6 か月と短期間である申立期間①の定額保険料及び付加保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間②の前後の期間の定額保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の 3 か月と短期間である申立期間②の定額保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められ、申立期間②の保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5755

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 40 年 4 月から 44 年 3 月まで
私は、昭和 44 年頃に、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料を遡って納付することができると聞いたことから、父親からお金を借りて、未納となっていた保険料のうち、40 年 4 月以降の保険料について、夫婦二人分を遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立期間は、国民年金の強制加入期間であることから、特例納付により保険料を納付することができる期間である上、その夫は、第 2 回特例納付により申立期間の保険料を納付していることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付するために、その父親からお金を借りたと主張しているところ、申立人の夫は、「義父からお金を借りて、妻（申立人）が夫婦二人分の保険料を遡って納付した。」旨証言している。

さらに、申立人の国民年金手帳、特殊台帳及び被保険者名簿では、申立人の生年月日が誤って記載されていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5756

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料及び 17 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含めた保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 15 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 16 年 4 月から 17 年 3 月まで

私は、60 歳を過ぎてから国民年金に任意加入した。しばらく国民年金保険料を納付することができなかつた期間があったが、65 歳になる直前に「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」（以下「催告状」という。）が届き、平成 15 年 10 月から 17 年 9 月までの未納保険料額 30 万 7,580 円の催告を受けた。同年 11 月 30 日に未納保険料額を全て納付するために、銀行で 31 万円を下ろし、社会保険事務所（当時）へ納付に行った。

社会保険事務所で詳しく話を聞くと、催告状には書かれていなかった期間の国民年金保険料や付加保険料も納付することができる事が分かったので、当初の予定通りに納付することはできなかつたものの、平成 15 年 10 月から 17 年 3 月までの期間、同年 10 月及び同年 11 月の保険料を納付し、その総額は 26 万 8,560 円だったので、手持ちの 31 万円で賄うことができた。申立期間の保険料については、16 年 12 月までは付加保険料は納付することができないが、17 年 1 月からは納付することができると言われたことを憶えている。

私は、平成 17 年 11 月 30 日に納付した 15 年 10 月から 17 年 3 月までの期間、同年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料のうち、申立期間のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 17 年 11 月 30 日に、当時未納保険料額として催告されていた 30 万 7,580 円を全て納付するために、銀行で 31 万円を下ろし、社会保険事務所へ行ったと述べている。申立人が所持している「催告状」において、

同年同月 15 日の時点で 30 万 7,580 円が催告されていたことが確認できるとともに、申立人から提出された預金通帳（写し）で同年同月 30 日に 31 万円が引き出されていることが確認できることから、催告されていた未納保険料額全てを納付しようとしたとする申立人の主張には明確な動機が確認でき、^{ひょうう}信憑性が認められる。

また、申立人が平成 17 年 11 月 30 日に納付したとする国民年金保険料及び付加保険料のうち、現に納付済みとされている期間の保険料額は 10 万 7,760 円であり、これに申立人が申立期間の保険料及び付加保険料として納付したとする金額 16 万 800 円を加えても 26 万 8,560 円で、申立人が主張しているように、申立人が用意したとする 31 万円の範囲で納付することができるところから、申立内容に不自然さはうかがえず、申立期間の保険料等を納付しなかつたとするのは、31 万円を用意しながら、10 万円程度しか納付しなかつたこととなり、むしろ不自然であることに加え、申立人が 31 万円を下ろした銀行口座に、同年同月同日以降から同年 12 月 16 日までの間に、現金が入金された記録も無い。

さらに、申立人は、平成 17 年 12 月 16 日にも前述の銀行口座から 10 万円を下ろし、同年 11 月 30 日に納付しなかつた、同年 4 月から同年 9 月までの付加保険料を含めた国民年金保険料 8 万 3,880 円を納付していることから、当該期間の保険料等を同年 11 月 30 日に社会保険事務所で納付しなかつた理由についての申立人の説明に明らかに不合理な点は認められない。これに加え、前述の銀行口座には、同年同月同日に 31 万円が、同年 12 月 16 日に 10 万円がそれぞれ引き出された記録はあるものの、その間に現金が入金された記録が無いことを踏まえると、同年 11 月 30 日に社会保険事務所で納付を済ませた時点で、申立人の手元に 10 万円を超える金銭が残っていたと考える合理的な理由はうかがえず、申立人は同年同月同日の時点で、申立人が主張している金額を納付したと考えるのが自然である。

加えて、オンライン記録で、申立人は平成 17 年 1 月 17 日に付加保険料を納付する者となる旨の申出をしていることが確認できることに加え、前述したとおり、同年 4 月から同年 9 月までの付加保険料は同年 12 月 16 日に納付され、その後還付された記録は無いことから、付加保険料の納期限について、納期限後の納付が認められていた事情がうかがえることを踏まえると、申立人が、同年 11 月の時点で、付加保険料について同年 1 月以降から納付することができると聞いたとする申立人の主張を否定することは難しく、付加保険料について、同年同月から納付を認めた事情があったと考えても不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成 16 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料及び 17 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含めた保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5757

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月及び同年 5 月

私は、昭和 51 年 12 月に会社を退職した後、少し期間をおいて区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料は、自宅に訪問してくる集金人に、私の母親が納付していた。時期は不正確であるが、自宅に納付書が届いたことがあったので、私が自宅近くの金融機関で保険料をまとめて納付した記憶がある。未納が無いように保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 12 月に会社を退職した後、少し期間をおいて区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金加入後の国民年金保険料は、その母親が自宅に訪問してくる集金人へ納付していたと主張しているところ、当時、申立人の居住していた区では集金人制度が存在していたことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が加入手続を行ったのは 52 年 6 月頃と推認でき、申立期間の保険料を集金人に納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は 2 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5758

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 24 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 44 年 * 月後に、当時居住していた市の市役所に勤務していた父親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。加入手続後、国民年金保険料については、父親から、きちんと納付するよう言われていたので、私が、結婚後も、61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者になるまでの間、自分で納付し続けてきた。現在居住している市に転入してきた 53 年 3 月以降は、自宅近くの郵便局又は銀行で納付していたことを憶えている。私は、保険料を滞納することなく納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後も国民年金に任意加入し、申立期間を除いた国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、その後の国民年金第 2 号被保険者から第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者への種別変更手続も適切に行っているなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立期間は 1 回、かつ 3 か月と短期間で、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は見受けられないことから、納付意識の高かった申立人が、途中の申立期間の保険料を納付していたとしても、特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5759

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年1月から同年3月まで

私は、会社を退職したことがきっかけで、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、当時母親から保険料の未納があると将来年金をもらうことができなくなるので、必ず納付するようにと言われていたこともあり、未納が無いように気を付けていた。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親から国民年金保険料の未納があると将来年金をもらうことができなくなるので、必ず納付するようにと言われていたため、未納が無いように気を付けていたと述べており、現に、申立期間を除き、保険料の未納は無く、申立人は、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の国民年金第3号被保険者の該当の届出の処理日などから、申立人は、平成5年3月2日から同年4月2日までの間に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、その時点で、申立期間は過年度納付が可能であり、申立人は、4年4月までの国民年金保険料を遡って納付していることから、保険料の納付意識が高かった申立人が、過年度納付が可能な当該期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間であり、申立人へ国民年金保険料の納付を勧めたとするその母親は、国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5760

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和20年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から50年3月まで

昭和47年頃、私は義兄に勧められたため、国民年金の任意加入手続を区役所で行った。その際、黄土色の国民年金手帳が発行されたが紛失してしまった。

申立期間の国民年金保険料については、どのように納付したのかはっきりとは憶えていないが、当初は私が集金人に納付しており、少ししてから納付書により、金融機関で納付するようになったと思う。私は国民年金に任意加入してから保険料を遡ってまとめて納付したこともあったと思うが、未納のままにしたことは無いはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年頃、その義兄に勧められ国民年金に任意加入したと述べているが、申立人の所持する年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録において、同年6月15日に国民年金の任意加入被保険者として資格取得していることが確認でき、申立人の主張と一致している。

また、申立人は、国民年金の加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったと認められる上、申立人は、昭和48年7月から49年9月までの保険料を過年度納付しており、当該過年度納付が行われたと推認される時点において、申立期間の保険料についても時効にかかる納付可能であったと考えられることを踏まえると、保険料の納付意識が高かった申立人が、前後の期間の保険料を納付しながら、1回、かつ6か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとするの

は不自然である。

さらに、申立期間の前後を通じ、申立人の住所及びその夫の職業に変更は無く、生活状況に変化は認められず、その夫の標準報酬月額から、申立人の国民年金保険料を納付することができるだけの資力があったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5761

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 8 月までの期間及び 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 8 月まで
② 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、転居した昭和 47 年 9 月に、市役所で国民年金の任意加入手続を行い、52 年 4 月に再び転居するまで、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間①を含む昭和 50 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料の仮領収書を所持しているにもかかわらず、申立期間①が未加入とされていることに納得できない。

私は、申立期間②のうち、昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料の領収書を所持しており、年金事務所からは、申立期間②の保険料を還付する旨の通知が届いているが、当該期間については、保険料を還付することなく、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居した昭和 47 年 9 月に、市役所で国民年金の任意加入手続を行い、52 年 4 月に再び転居するまで、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間①を含む 50 年 1 月から同年 9 月までの保険料の仮領収書を所持しており、その仮領収書に記載されている金額は、当該期間の保険料額の合計金額と一致しているにもかかわらず、同年同月の保険料のみが納付済みとされているのは不自然であり、その当時行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性があることから、申立期間①の保険料が納付されていたと考えても特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料の領収書を所持しており、年金事務所からは、申立期間②の保険料を還付する旨の通知が届いていると主張しているところ、申立期間②の保険料の還付決議が、平成 21 年 2 月に行われていることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間②の保険料が納付されていたことは明白である。

さらに、i) 上記のとおり、申立期間①及び②の国民年金保険料は、納付されていたものと認められること、ii) 申立人の被保険者名簿及びオンライン記録では、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間とされているが、当該期間を通じて申立人の住所やその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められず、申立人が、当該期間当時に国民年金の被保険者資格を喪失する理由が見当たらないこと、iii) 申立期間①及び②の保険料相当額は、30 年以上の長期間にわたって国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立人が、申立期間①及び②当時に国民年金の被保険者資格を喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、当該期間の被保険者資格及び保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5762

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から48年5月まで

私は、20歳になった頃に市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。後日、集金人が年金手帳を届けてくれた。加入手続後の国民年金保険料については、数箇月おきに集金人に納付していた。昭和48年3月に結婚した後は、集金人に夫婦二人分の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人が所持する年金手帳に昭和48年6月11日発行と記載されており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日からも、同年同月頃と推認でき、その時点で、申立期間のうち、同年4月及び同年5月の保険料は現年度保険料となり、集金人に納付することが可能であった上、一緒に保険料を納付していたとするその夫の当該期間の保険料は、納付済みとなっていることから、申立人についても当該期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

また、申立人は、申立期間に近接する昭和48年8月及び同年9月の領収書を所持しているが、その領収書は申立人に対して発行されているにもかかわらず、その夫の国民年金手帳記号番号が記載されていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

2 一方、申立人は、20歳になった昭和45年＊月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、48年6月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない上、申立期間のうち、45年1月から46年3月までの国民年金保険料は時効により納付することができないとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することができない上、申立人は集金人以外に保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和45年1月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5763

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年7月から50年3月まで
② 昭和62年4月から平成元年3月まで
③ 平成元年4月から3年3月まで
④ 平成7年4月から8年3月まで

私は、国民年金の加入手続については、一切分からぬが、母親から、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと聞いたことがある。

私は、申立期間②、③及び④の国民年金保険料の免除の申請手続を行つておらず、妻が、集金人又は金融機関で当該期間の保険料を納付していた。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされ、申立期間②、③及び④が申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その妻が、集金人又は金融機関で申立期間②の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間②である昭和62年度及び63年度の保険料の領収証書の写し2枚を所持しており、そのいずれの領収証書にも申立人の住所及び氏名と相違している住所及び氏名が記載されているが、i) 記載されている国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号であること、ii) 記載されている金額は、当該年度1年度分の保険料額とそれぞれ一致していること、iii) いずれの領収証書にも平成元年1月の領収日付印が押されていることから、申立期間②の保険料は納付されていたものと推認される。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続については、

一切分からぬが、その母親が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料の納付を行ったとするその母親は、既に亡くなっていることから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和52年2月頃であると推認されることから、申立期間①当時に、申立人の国民年金の加入手続が行われ、その母親が、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い上、申立人の手帳記号番号は、同年3月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間③及び④について、申立人は、国民年金保険料の免除の申請手続を行っておらず、その妻が、集金人又は金融機関で当該期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間③及び④は、当該期間当時に申請免除期間とされていたことが、申立人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により確認できることから、当該期間の保険料を納付するには、当該期間後に遡って納付することとなるが、当該期間の保険料を納付していたとするその妻は、当該期間の保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が定かではないことから、当該期間の保険料が納付されていたとは考えにくい。

加えて、申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5764

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 19 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 5 月まで

私は、昭和 46 年 12 月に就職したが、その会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、その頃に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金に加入した当初の国民年金保険料の納付については、よく憶えていないが、昭和 47 年 4 月からは、保険料が納付済みとされており、会社が 49 年 6 月に厚生年金保険の適用事業所となるまでは、会社近くの郵便局で保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 12 月頃に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 1 月から同年 10 月頃までの間に払い出されていたことが確認できること、ii) 加入手続を行ったとする区役所の出張所は、申立期間当時実在し、国民年金の加入手続を行うことが可能であったことが、同区の広報誌により確認できることから、申立人の主張に不自然な点は認められない。

また、申立人は、昭和 47 年 4 月から 60 歳に到達する前月の平成 16 年＊月までの国民年金の被保険者期間のうち、申立期間及び申請免除期間を除く 21 年以上にわたる期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したとする郵便局は、申立期間当時実在していたことが確認できる上、その当時、申立人が居住していた区で

は、郵便局で保険料を納付することが可能であったことが、同区の広報誌により確認できることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、14か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5765

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 50 年頃、結婚する予定があったため、将来のことを考え、国民年金保険料を納付し始めた。

申立期間の国民年金保険料についても、納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む、昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料について、領収証書を所持していることから、同領収証書により、当該期間の保険料を納付したはずであるとしているが、当該領収証書は「納付書・領収証書」と記載されたものであり、今回、当委員会に提出された「納付書・領収証書」は領収印が無いことから、この「納付書・領収証書」は、保険料を納付する前のもので、当該期間の保険料の納付を示すものではないと考えられる。しかしながら、申立人が当該期間直後に居住していた区の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、当該期間直後の同年 1 月から同年 3 月までの保険料は、納付済みとなっていることから、前記の領収証書とは別に発行された納付書により、申立人は、同年 1 月から同年 3 月までの保険料について、納付したものと考えるのが自然である。

また、申立期間は 1 回、かつ 3 か月と短期間であり、申立期間直後の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付した申立人が、申立期間の保険料についても、同様に、別に発行された納付書により納付したと考えても、特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川厚生年金 事案 5994

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年10月1日から7年12月29日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出した標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を6年10月から7年7月までは50万円、同年8月から同年11月までは59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年9月1日から7年8月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から7年7月までは56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の申立人に係る平成6年9月から7年7月までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年9月1日から7年12月29日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、平成6年9月1日から7年12月29日までの期間について、毎月の給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額となっていない。

事実を証明する給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年10月1日から7年12月29日までの期間について、オンライン記録から、当該期間における申立人の標準報酬月額は、当初、6年10月から7年7月までは50万円、同年8月から同年11月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適

用事業所でなくなった日（平成7年12月29日）より後の8年1月5日付けて、遡及して9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、事業主の回答及び法人登記簿謄本から、申立人がA社の取締役であったことが確認できるものの、事業主は、「申立人はB業務を担当しており、社会保険等の事務手続には関与していなかった。」と回答していることから、申立人は当該訂正処理に関与していなかつたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の当該期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年10月から7年7月までは50万円、同年8月から同年11月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間のうち、平成6年9月1日から7年8月1日までの期間について、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該期間に係る給与明細書から、平成6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から7年7月までは56万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給料明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が当該期間の全期間について一致しないことから、事業主は、給料明細書で確認できる報酬月額を届け出でおらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 5995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和48年3月1日から同年9月30日までA社の社員として、兄を中心とする作業グループでB職の業務に従事したが、兄や同僚には、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録があるのに私の記録は無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社に勤務し、同じ業務に従事していたとされる複数の同僚には、同社における厚生年金保険の記録が存在する。

さらに、複数の同僚は、入社と同時に被保険者資格を取得している旨を証言している。

加えて、A社の事業主は、入社と同時に被保険者資格を取得させており、保険料の控除も行っていたと回答している。

また、事業主及び同僚が申立人と同時期にA社に入社したと供述している従業員数はオンライン記録上の厚生年金保険被保険者数とおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢、同種の業務内容である同僚のA社における申立期間の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと思われると回答しているが、申立期間の被保険者原票の健康保険番号に欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があつたこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年3月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 5996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月11日から同年6月11日まで

私は、B職として昭和36年4月1日から同年6月10日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同年5月11日に資格喪失となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。

私が所持している昭和36年度業務についての資料には、昭和36年5月31日から同年6月3日までの期間、C業務担当として私の名前が記載であることから、少なくとも同年6月3日までは勤務していたことが確認できるはずである。

当該資料を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した社員名簿及び同社の回答から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「C業務も通常業務の一環であるので、勤務形態や雇用形態が変わることは無い。また、社員名簿に記載する退職年月日の前に厚生年金保険の資格を喪失する取扱いは無い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立て人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の資料の保管が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 5997

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 3 月 1 日まで

夫の厚生年金保険の記録は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、それまでの53万円から26万円に下がっているが、退職するまで給与が下がったという事実は無い。

申立期間に係る源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間のうち、平成 12 年 4 月から同年 10 月までの標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 53 万円と記録されていたが、平成 12 年 11 月 16 日付で、遡って 26 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の事業主及び同僚 2 名についても、申立人と同様に、平成 12 年 11 月 16 日付で、同年 4 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額訂正の処理が行われている。

さらに、申立人の平成 11 年及び 12 年の源泉徴収票を比較したところ、その記載されている社会保険料控除額は同額であることが確認できる。

加えて、A社の事業主は、「経営は大変苦しかった。」と回答していることから、申立期間当時、同社が保険料納付の履行を遅滞していた事実がうかがえる。

一方、A社の法人登記簿謄本から、申立人が同社の取締役であったことは確認できるものの、事業主は、「申立人は役員であったが、B職であり、社会保険等の事務手続には一切関与していなかった。」と回答していることから、申立人は当該減額訂正の処理に関与していなかったものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成12年11月16日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について、同年4月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正の処理を行う合理的な理由は無いことから、当該処理について、有効な記録訂正であったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円に訂正することが必要である。

神奈川厚生年金 事案 5998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月15日から40年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を39年12月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和9年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月15日から40年1月1日まで
② 平成9年9月1日から11年9月1日まで

私は、昭和33年4月1日から平成8年9月1日までA社に勤務していた。同社本社B事業所へ異動となった39年12月15日から40年1月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、C社（現在は、D社）に平成8年9月1日から11年8月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が9年9月1日となっているので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管する人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社E事業所から同社本社B事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社が保管する人事記録に、「昭和39年12月14日 本社B事業所」と記載されていることから、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年12月15日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、資格取得日が昭和40年1月1日となっていることから、事業主が資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人は当該期間においてC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該同僚は、自身はC社の社員であり、A社からの出向社員である申立人の雇用形態については分からないと供述しており、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、平成8年9月1日から10年4月1日までの期間は、C社に係る厚生年金保険の被保険者期間となっており、同年4月1日からは、同社F工場に係る厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、オンライン記録により、C社F工場に係る厚生年金保険被保険者記録には、申立期間②において申立人の氏名は確認できない上、D社が保管する健康保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失日が平成9年9月1日と記載され、同年9月2日にE健康保険組合の確認印が押されている。

さらに、E健康保険組合の加入記録によると、申立人は当該期間において、任意継続被保険者であることが確認できる。

加えて、C社は、当時の資料を保管しておらず、保険料の控除について不明としている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5999

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 8 日から同年 10 月 31 日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた平成 3 年 5 月から同年 9 月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が 18 万円になっているが、入社当時の給与は、前の会社の給与と同額の 26 万円ぐらいだった。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 5 月から同年 9 月までは 24 万円に記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成 3 年 10 月 31 日）より後の 4 年 12 月 18 日付けで遡って 18 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に勤務していた申立人を除く 17 名の被保険者の標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、24 万円に訂正することが必要である。

神奈川厚生年金 事案 6000

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 5 月 21 日まで

A 社に勤務していた期間は月に約 50 万円の給料を受け取っていた。

しかし、厚生年金保険の記録では、標準報酬月額が、平成 11 年 10 月から同年 12 月までは 41 万円に、12 年 1 月から同年 4 月までは 9 万 8,000 円に引き下げられている。調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、47 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなかった日（平成 12 年 5 月 24 日）より後の同年 6 月 5 日付で、11 年 10 月から同年 12 月までは 41 万円に、12 年 1 月から同年 4 月までは 9 万 8,000 円に引き下げられているが、社会保険事務所において、このように遡って記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本から、申立人は、平成 11 年 4 月 22 日から A 社の取締役であったことが確認できるが、オンライン記録では、12 年 5 月 21 日に被保険者資格を喪失しており、同年 5 月 29 日に雇用保険の受給資格が決定され、同年 6 月 5 日から基本手当が支給されていることが確認できることから、当該訂正処理が行われた日においては、申立人は既に同社を退職していたことがうかがえ、当該訂正処理に関与していたと考えるのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額を、当初事業主が社会保険事務所に届け出た 47 万円に訂正することが必要であると認められる。

神奈川厚生年金 事案 6001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月31日から同年11月1日まで

私は、入社以降現在までA社に勤務しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与明細書等の資料は残っていないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された申立人の社員カード及び従業員名簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和45年11月1日に、A社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年9月の社会保険事務所（当時）の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付に関する資料が無いため不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、事業主が申立人の資格喪失日を昭和45年10月31日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 6002

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、36万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の28万6,000円とされているが、申立人は、申立期間について、36万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 24 日

A社で支給された平成20年7月24日の賞与について、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して賞与支払届を提出したが、総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の差引支給額で届出を行った。

その後事業主は、誤った届出に気づき訂正後の標準賞与額に基づく届出を提出したが、時効経過により年金額の計算の基礎となる標準賞与額となっていないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は当初28万6,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年1月に28万6,000円から36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額36万円ではなく、当初記録されていた標準賞与額（28万6,000円）となっている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給明細一覧表から、申立人は、36万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また、申立期間に係る保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 6003

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、34万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の28万2,000円とされているが、申立人は、申立期間について、34万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和41年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月24日

A社で支給された平成20年7月24日の賞与について、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して賞与支払届を提出したが、総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の差引支給額で届出を行った。

その後事業主は、誤った届出に気づき訂正後の標準賞与額に基づく届出を提出したが、時効経過により年金額の計算の基礎となる標準賞与額となっていないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は当初28万2,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年1月に28万2,000円から34万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額34万円ではなく、当初記録されていた標準賞与額（28万2,000円）となっている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給明細一覧表から、申立人は、34万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また、申立期間に係る保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 6004

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、13万4,000円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の11万2,000円とされているが、申立人は、申立期間について、13万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月24日

A社で支給された平成20年7月24日の賞与について、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して賞与支払届を提出したが、総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の差引支給額で届出を行った。

その後事業主は、誤った届出に気づき訂正後の標準賞与額に基づく届出を提出したが、時効経過により年金額の計算の基礎となる標準賞与額となっていないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は当初11万2,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年1月に11万2,000円から13万4,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額13万4,000円ではなく、当初記録されていた標準賞与額（11万2,000円）となっている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給明細一覧表から、申立人は、13万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また、申立期間に係る保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 6005

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、33万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の26万9,000円とされているが、申立人は、申立期間について、33万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 48 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 24 日

A社で支給された平成20年7月24日の賞与について、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して賞与支払届を提出したが、総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の差引支給額で届出を行った。

その後事業主は、誤った届出に気づき訂正後の標準賞与額に基づく届出を提出したが、時効経過により年金額の計算の基礎となる標準賞与額となっていないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は当初26万9,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年1月に26万9,000円から33万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額33万円ではなく、当初記録されていた標準賞与額（26万9,000円）となっている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給明細一覧表から、申立人は、33万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また、申立期間に係る保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 6006

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、33万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の26万1,000円とされているが、申立人は、申立期間について、33万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 24 日

A社で支給された平成20年7月24日の賞与について、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して賞与支払届を提出したが、総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の差引支給額で届出を行った。

その後事業主は、誤った届出に気づき訂正後の標準賞与額に基づく届出を提出したが、時効経過により年金額の計算の基礎となる標準賞与額となっていないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は当初26万1,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年1月に26万1,000円から33万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額33万円ではなく、当初記録されていた標準賞与額（26万1,000円）となっている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給明細一覧表から、申立人は、33万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また、申立期間に係る保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 6007

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の22万4,000円とされているが、申立人は、申立期間について、28万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月24日

A社で支給された平成20年7月24日の賞与について、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して賞与支払届を提出したが、総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の差引支給額で届出を行った。

その後事業主は、誤った届出に気づき訂正後の標準賞与額に基づく届出を提出したが、時効経過により年金額の計算の基礎となる標準賞与額となっていないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は当初22万4,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年1月に22万4,000円から28万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額28万円ではなく、当初記録されていた標準賞与額（22万4,000円）となっている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給明細一覧表から、申立人は、28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また、申立期間に係る保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 6008

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の23万4,000円とされているが、申立人は、申立期間について、28万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月24日

A社で支給された平成20年7月24日の賞与について、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して賞与支払届を提出したが、総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の差引支給額で届出を行った。

その後事業主は、誤った届出に気づき訂正後の標準賞与額に基づく届出を提出したが、時効経過により年金額の計算の基礎となる標準賞与額となっていないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は当初23万4,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年1月に23万4,000円から28万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額28万円ではなく、当初記録されていた標準賞与額（23万4,000円）となっている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給明細一覧表から、申立人は、28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また、申立期間に係る保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 6009

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年12月1日から6年3月28日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年3月28日であると認められることから、当該期間に係る同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成5年12月1日から6年10月1日まで
② 平成6年11月1日から7年4月1日まで

私は、平成元年3月1日に入社し、7年3月まで勤務していた。同年3月にA社の事業主から、同社が厚生年金保険料を滞納している旨の説明があり、5年12月から7年3月までの未納分は事業主の厚生年金保険料を充当したとの説明が全社員にあった。それ以降は適用事業所ではなくなるので、各自国民年金保険料を支払うように言われた。しかし、ねんきん定期便で確認したところ、5年12月から7年3月まで国民年金保険料が納付済みになっている。私は、国民年金の加入手続をしていないので、調査の上、申立期間の記録を厚生年金保険の被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録において、申立人を含めた31名の厚生年金保険被保険者が、平成5年12月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該処理はA社が適用事業所でなくなった日（平成5年12月1日）より後の6年3月28日付けで行われていることが確認できる。これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年12月1日に

資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理日である6年3月28日であると認められる。

また、平成5年12月から6年2月までの標準報酬月額については、申立人のA社における当該喪失処理前の記録から、17万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成6年3月28日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録により、当該期間において、A社は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主は、「厚生年金保険の適用事業所ではなくなるため、従業員に国民年金への切替えをお願いした。」と回答しており、オンライン記録により、申立人及び複数の同僚が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間における厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の雇用保険の記録から、申立人は、A社が再度新規適用事業所となった後の平成6年10月31日に、同社を離職し、翌日の同年11月1日付けで雇用保険（失業保険）の給付手続を行っていることが確認できる。

また、事業主は、「平成6年10月1日に、当社は、再度新規適用事業所となつたが、申立人の給与からの保険料控除については、資料が無いため不明である。」との回答に加え、当該期間に厚生年金保険被保険者である複数の同僚は、「当該期間に申立人が勤務していたことは覚えていない。」と供述しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6010

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額及び資格喪失日は、申立人が主張する標準報酬月額及び資格喪失日であったと認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を平成5年5月29日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、3年9月は36万円、同年10月から4年9月までは38万円、同年10月から5年4月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年9月1日から5年5月29日まで

私は、平成元年10月23日から5年5月28日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、3年9月から4年11月までの標準報酬月額が20万円に減額され、資格喪失日が4年12月31日とされている。調査の上、標準報酬月額及び資格喪失日に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成3年9月は36万円、同年10月から4年9月までは38万円、同年10月から5年4月までは41万円、資格喪失日は同年5月29日と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年3月30日）より後の同年9月6日付で、遡って標準報酬月額が20万円に減額され、資格喪失日が4年12月31日に訂正処理がされていることが確認できる上、複数の同僚についても同様の訂正処理が行われていることが確認できるほか、当該訂正処理前の記録から、同日において同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらぬ。

また、雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、A社に継続し

て勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び資格喪失日について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額及び資格喪失日は、申立人が主張する標準報酬月額及び資格喪失日であったと認められることから、資格喪失日に係る記録を平成5年5月29日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、3年9月は36万円、同年10月から4年9月までは38万円、同年10月から5年4月までは41万円に訂正することが必要である。

神奈川厚生年金 事案 6011

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 45 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）D 支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 7 月 31 日に A 社 D 支店を退職した。厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 8 月 1 日となるのに退職した日である同年 7 月 31 日となっている。申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している B 社の退職証明書、C 厚生年金基金加入員証及び申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において A 社 D 支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、E 企業年金基金は「申立人の台帳によると、昭和 44 年 3 月 15 日に加入員資格を取得し、45 年 8 月 1 日に資格を喪失している。また、45 年当時は、事業所から社会保険事務所への資格喪失の届出書と当基金への届出書は、複写式であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 45 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 D 支店における昭和 45 年 6 月の社会保険事務所の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金 事案 6012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 6 月 24 日まで
② 昭和 42 年 9 月 5 日から 43 年 12 月 2 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間の被保険者期間に係る三つの事業所についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、五つの事業所に係る被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、未請求の三つの事業所に係る被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている事業所に係る被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、請求期間である A 社の事業所別被保険者名簿で、申立人が記載されているページ及びその前後 2 ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失している者は 33 名おり、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は 4 名であることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 6013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 7 月 14 日から 25 年 1 月 1 日まで
② 昭和 25 年 1 月 1 日から 27 年 4 月 13 日まで
③ 昭和 29 年 2 月 18 日から 30 年 10 月 20 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いたので内容を確認したところ、A社及びB社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みの記録となっていた。しかし、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の一つの事業所に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が、三つの事業所に係る五つの被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所であるA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日の昭和 30 年 10 月 20 日に支給された記録となっているが、一般的には、退職後脱退手当金を請求した時から、支払われるまで相応な日数を要すると考えられるところ、これについて年金事務所では「経緯については不明であるが、脱退手当金の支給日と資格喪失日が同日であるという記録は、事務処理上不自然な記録である。」と回答していることから、当時、社会保険事務所（当時）において脱退手当金の支給手續が適正になされていなかった可能性がある。

さらに、申立期間の最終事業所であるA社に係る健康保険厚生年金保険

被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び前後 2 ページで、脱退手当金の受給要件を満たす女性のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失している者で、申立人以外に脱退手当金の支給記録がある者はいない上、同社における厚生年金保険の被保険者期間は、脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 20 か月であり、当該被保険者期間単独では受給権が発生しないことから、同社の事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 6014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 42 年 8 月 1 日から 46 年 9 月 1 日まで

60 歳になって年金受給の手続をした時に、A 社に係る期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。私は脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 46 年 11 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の事業所及び申立期間①と②の間の被保険者期間については、その計算の基礎とされていない。

さらに、申立期間①と②の間の被保険者期間に係る事業所については、申立期間の事業所と同じ事業主が経営しており、申立人が、両事業所の異動は転勤であったと述べていることから、この被保険者期間を失念することは考え難い上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている被保険者期間でありながら、請求期間と未請求期間があることは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 6015

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 59 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 19 年 7 月 11 日から 20 年 9 月 11 日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた平成 19 年 7 月から 20 年 8 月までの標準報酬月額が減額されており、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間のうち、平成 19 年 7 月から 20 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたところ、同年 4 月 11 日付で、遡って 11 万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに、30 名以上の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正の処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 20 年 4 月 11 日付で行われた訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正の処理を行う合理的な理由は無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 22 万円に訂正することが必要と認められる。

神奈川厚生年金 事案 6016

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 28 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31 年 9 月 2 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 28 年 10 月は 2,500 円、同年 11 月から 29 年 7 月までは 3,000 円、同年 8 月から 30 年 9 月までは 5,000 円、同年 10 月から 31 年 8 月までは 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月 1 日から 31 年 9 月 2 日まで

私は、申立期間において A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名であるが、生年月日が相違している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和 28 年 10 月 1 日、資格喪失日は 31 年 9 月 2 日）が確認できる。

また、申立人が記憶する同僚は、上記被保険者名簿において、A 社の被保険者であったことが確認できる上、そのうち 1 名は「私は、A 社に申立人より後に入社し、先に退社した。」と証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、事業主は、申立人が昭和 28 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、31 年 9 月 2 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保

険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿から、昭和 28 年 10 月は 2,500 円、同年 11 月から 29 年 7 月までは 3,000 円、同年 8 月から 30 年 9 月までは 5,000 円、同年 10 月から 31 年 8 月までは 6,000 円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金 事案 6017

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年10月から16年4月までの標準報酬月額については、62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年10月1日から16年6月1日まで

ねんきん定期便の記録によると、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より、低い金額で記録されている。

平成14年10月から16年4月までの給与明細書があるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年10月から16年4月までの標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、62万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成16年5月については、申立人は、同年5月分の給与は、未支給であると供述していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人に係る平成14年10月から16年4月までの厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 6018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 4 日から 38 年 10 月 1 日まで
② 昭和 40 年 5 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 9 月 11 日から 45 年 1 月 27 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いたので内容を確認したところ、A社（現在は、B社）C事業所、D社及びE社に勤務していた期間が脱退手当金を支給済みの記録となっていた。しかし、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の一つの事業所に係る被保険者期間及び申立期間の間にある被保険者期間に係る二つの事業所についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、六つの事業所に係る被保険者期間のうち、三つの事業所に係る被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間のうち、二つの事業所に係る被保険者期間と申立期間の被保険者期間はいずれも同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の最終事業所であるA社C事業所における厚生年金保険の被保険者期間は、脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない4か月であり、当該被保険者期間単独では受給権が発生しないことから、同

社の事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

加えて、申立人は、資格喪失日から約3か月後に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、脱退手当金が支給されたこととなっている日において、国民年金保険料の納付記録が確認できることから、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 6019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録のうち、A 社 B 支店及び同社 C 本店の記録が脱退手当金を支給済みとなっているが、脱退手当金を受給していないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 9 か月後の昭和 41 年 11 月 9 日に支給決定された記録となっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 3 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年の前後 2 年に資格を喪失し、脱退手当金の支給記録のある者は申立人を含め 4 名であるところ、申立人以外の 3 名の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある一方、申立人には「脱」の表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 6020

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 46 年 8 月 2 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、51 年 7 月 31 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 46 年 8 月から 47 年 9 月までは 4 万 8,000 円、同年 10 月から 48 年 9 月までは 5 万 2,000 円、同年 10 月から 49 年 7 月までは 6 万 4,000 円、同年 8 月から 50 年 1 月までは 8 万円、同年 2 月から同年 9 月までは 9 万 2,000 円、同年 10 月から 51 年 6 月までは 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 2 日から 51 年 7 月 31 日まで

私は、昭和 45 年 3 月に高校を卒業した後、B 社（現在は、C 社）に正社員として入社し、46 年 8 月に新しくできた A 社（現在は、C 社）の所属となり、51 年 7 月まで同社で勤務していた。

企業年金連合会から送付された年金支給義務承継通知書においても、昭和 47 年 4 月 1 日から 51 年 7 月 31 日までは、D 厚生年金基金に加入している旨の記載があるにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社から提出された従業員名簿から、申立人は申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人と同姓同名で生年月日が相違する者が、昭和 46 年 8 月 2 日に厚生年金保険

被保険者資格を取得し、51年7月31日に同資格を喪失している者の記録が確認できる。

さらに、C社から提出されたA社に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において、事業主により上記被保険者が昭和46年8月2日に被保険者資格を取得し、51年7月31日に同資格を喪失した旨の届出が行われたことが確認できる。

加えて、上記の者の被保険者番号は、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証及び企業年金連合会発行の年金支給義務承継通知書に記載された基礎年金番号並びにオンライン記録における申立人の基礎年金番号と同一である。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者原票の記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和46年8月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、51年7月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票から、昭和46年8月から47年9月までは4万8,000円、同年10月から48年9月までは5万2,000円、同年10月から49年7月までは6万4,000円、同年8月から50年1月までは8万円、同年2月から同年9月までは9万2,000円、同年10月から51年6月までは9万8,000円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金 事案 6021

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 51 年 1 月 1 日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 29 日から 51 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 1 月 17 日にB社（後にA社）に入社し、倒産する 50 年 12 月 31 日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが、申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の実弟である専務取締役の供述、及び申立人の同社における雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）昭和 50 年 11 月 29 日より後の 51 年 1 月 17 日付で、申立人を含む従業員 24 人が厚生年金保険被保険者資格を同社が全喪した日に遡って喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

しかし、A社が全喪した昭和 50 年 11 月 29 日に、同社で被保険者資格を喪失した従業員について、雇用保険の加入記録を照会したところ、同年 12 月 20 日に離職した者が 1 名、同年 12 月 31 日に離職した者が 5 名確認できることから、同社は申立期間において厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、上記専務取締役は、「当社は、昭和 50 年 12 月末に手形が落とせ

ず倒産し、51年1月に社会保険事務所（当時）に未納の保険料の相談を行ったところ、職員から『1か月から2か月遡って喪失した届出をしてください。』と言われ、従業員全員の資格喪失日を遡って喪失させたと記憶している。』と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、昭和50年11月29日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、雇用保険の離職日の翌日である51年1月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年10月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金 事案 6022

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成7年1月から同年9月までは53万円、同年10月は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年1月1日から同年11月30日まで

厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円になっているが、当時の給与は50万円台だった。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年1月から同年9月までは53万円、同年10月は59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年11月30日）より後の8年1月11日付で遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く役員2名についても標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿の謄本により役員であったことが確認できるが、同僚の役員の一人は、「申立人は、B職を担当しており、社会保険関係の業務には従事していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年1月から同年9月までは53万円、同年10月は59万円に訂正することが必要である。

神奈川厚生年金 事案 6023

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 13 日から 39 年 11 月 1 日まで
② 昭和 40 年 7 月 7 日から 42 年 1 月 4 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いたので内容を確認したところ、A 社（現在は、B 社）C 事業所及び同社 D 事業所に勤務していた期間が脱退手当金支給済みの記録となっていた。しかし、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある被保険者期間に係る二つの事業所についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、四つの事業所に係る被保険者期間のうち、二つの事業所に係る被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間はいずれも同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の最終事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票及び前後 20 ページで、申立人以外の脱退手当金の受給要件を満たす女性のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失している者は一人であり、脱退手当金の支給記録が確認できるものの、資格喪失日から約 2 年 5 か月後に支給されていることから、事業主が代理請求したとは考え

難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

神奈川国民年金 事案 5766

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 55 年 11 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 32 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 52 年 8 月から 55 年 11 月まで

② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、私の父親から私が 20 歳になったときに国民年金の加入手続を市役所で行ったと聞いた。申立期間①及び②の国民年金保険料については、私がアルバイトの収入の中から保険料相当額を父親に渡し、納付してもらっていた。私の 3 人の兄についても私と同様に、私の父親が、兄達がそれぞれ 20 歳になったときに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、3 人の兄がそれぞれ 20 歳になったときに、その父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その長兄及び次兄は、昭和 50 年 10 月に連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、第 2 回特例納付及び過年度納付により 20 歳まで遡って保険料を納付していることが確認できる上、その 3 番目の兄は、20 歳になった 47 年 * 月から厚生年金保険に加入した 50 年 4 月まで国民年金に加入していないことから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 58 年 4 月に払い出されてい

ることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年6月頃と推認できることから、申立人の主張する国民年金の加入時期と一致しない上、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5767

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年6月から平成3年3月まで

私は、昭和63年6月に会社を退職してすぐに、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、区役所から送付されてきた納付書により毎月欠かさず納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年6月に区役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、納付書により納付していたと主張しているが、申立人は、納付金額等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年8月に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 5768

第1 委員会の結論

申立人の平成11年5月から12年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年5月から12年11月まで

私は、平成11年5月に市役所で海外への転出届を提出した。その際、国民年金保険料の免除の申請手続を行った記憶は無いが、海外在住期間の保険料は免除となるはずであり、申立期間が未加入で保険料が免除されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年5月に市役所で海外への転出届を提出したことから、海外在住期間の国民年金保険料は免除となるはずであると主張しているが、保険料が免除されるためには、免除の申請手続を行う必要があるところ、申立人は転出届を提出した際に、保険料の免除の申請手続を行った記憶が無いとしていることから、保険料の免除の申請手続の状況が不明である。

また、申立人は、申立人の戸籍の附票から平成11年5月に住民登録を海外に異動していることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意の未加入期間で国民年金保険料の免除の申請手続を行うことができない期間である。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかつたとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらぬ。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 5769

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 10 月から 48 年 3 月までの期間、52 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から 53 年 12 月までの期間、60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間、63 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 52 年 7 月から 53 年 12 月まで
④ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
⑤ 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで
⑥ 昭和 63 年 10 月から同年 12 月まで

私は、結婚後の昭和 41 年 11 月頃、区役所の国民年金課の人が自宅に訪れ、国民年金に加入することを勧められ、夫婦二人分の加入手続を行った。加入手続後、最初の頃は集金人に、その後は納付書により金融機関で、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた。夫婦とも A 職で収入は一定ではなかったため、保険料を前納したことはこれまで一度も無く、納付期限内に納付することができなかつたときは、将来のため、必ず 2 年以内に遡って保険料を納付してきた。また、納付した保険料の還付を受けた記憶も無い。

私は、平成 7 年 2 月に転居する前に、それまで居住していた区の区役所の国民年金課に電話して、夫婦二人分の過去の国民年金保険料の納付記録に未納とされている期間が無いか問い合わせると、「全て納付済みです。」と回答されたことを憶えているにもかかわらず、申立期間①から⑥までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後、夫婦二人分の国民年金保険料を、一緒に納付し、夫婦共、その保険料を前納したことは一度も無かったと述べているが、申立人及びその夫の特殊台帳によると、夫婦共に保険料を前納している期間及び夫婦で納付日が異なる期間が散見されるなど、申立内容と一致しない。

また、申立人が夫婦一緒に納付していたとする申立期間①、④及び⑤の国民年金保険料は夫婦共に未納であることに加え、申立人は夫婦共に、遡って納付していた保険料の還付を受けた記憶は無いと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間⑥の保険料が、夫婦共に、時効後納付により、平成3年5月に還付決議され、同年7月に申立人名義の銀行預金口座に振り込まれていることが確認できる上、同銀行に保存されている申立人の普通預金元帳においても、同年同月に夫婦二人分の還付金と同額の国庫金が入金されていることが確認できる。

さらに、申立期間は6回、かつ合計81か月に及ぶ上、三つの異なる市区に居住しており、これだけの回数及び長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が誤ることも考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 5770

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 10 月から 48 年 3 月までの期間、60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間、63 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 15 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 44 年 10 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 63 年 10 月から同年 12 月まで

私の妻は、結婚後の昭和 41 年 11 月頃、区役所の国民年金課の人が自宅に訪れ、国民年金に加入することを勧められ、夫婦二人分の加入手続を行ってくれた。加入手続後、妻が、最初の頃は集金人に、その後は納付書により金融機関で、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。夫婦とも A 職で収入は一定ではなかったため、妻は、保険料を前納したことはこれまで一度も無く、納付期限内に納付することができなかつたときは、将来のため、必ず 2 年以内に遡って保険料を納付してきた。また、納付した保険料の還付を受けた記憶も無い。

私は、妻が、平成 7 年 2 月に転居する前に、それまで居住していた区の区役所の国民年金課に電話して、夫婦二人分の過去の国民年金保険料の納付記録に未納とされている期間が無いか問い合わせると、「全て納付済みです。」と回答されたことを憶えているにもかかわらず、申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、申立人の国民年金の加入手続後、夫婦二人分の国民年金保険料を、一緒に納付し、夫婦共、その保険料を前納したことは一度も無かつたと述べているが、申立人及びその妻の特殊台帳によると、夫婦共に

保険料を前納している期間及び夫婦で納付日が異なる期間が散見されるなど、申立内容と一致しない。

また、申立人の妻が夫婦一緒に納付していたとする申立期間①、②及び③の国民年金保険料は夫婦共に未納であることに加え、その妻は夫婦共に、遡って納付した保険料の還付を受けた記憶は無いと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間④の保険料が、夫婦共に、時効後納付により、平成3年5月に還付決議され、同年7月にその妻名義の銀行預金口座に振り込まれていることが確認できる上、同銀行に保存されているその妻の普通預金元帳においても、同年同月に夫婦二人分の還付金と同額の国庫金が入金されていることが確認できる。

さらに、申立期間は合計60か月で、当該期間の国民年金保険料と一緒に納付したとするその妻の申立期間も合計80か月以上に及ぶ上、三つの異なる市区に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が誤ることも考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5771

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 5 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 50 年 9 月まで

私は、昭和 47 年に転居した後、何年頃か記憶は無いが、私の将来を心配した父親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行ったと聞いたことがある。私が母親からもらった年金手帳には、被保険者となった日が 46 年＊月となっていることから、父親は、この頃に私の国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料については、母親が納付していたと母親から聞いたことがある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その母親が国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は加入手続等に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその両親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、自身が所持する年金手帳に、被保険者となった日が昭和 46 年＊月と記載されていることから、この頃にその父親が国民年金の加入手続を行い、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の被保険者となった日は、加入手続を行った時期にかかわらず、強制加入すべき時期まで遡及するものであることから、加入手続時期及び保険料納付の開始時期を特定するものではない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 50 年 10 月と推認でき、その時点で、申立人は 46 年 5 月に遡って被保

険者資格を取得したものと推認できることから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 5772

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和45年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年3月から4年3月まで

私は、平成5年3月頃に、当時交際していた現在の妻の母親から、学生時代の国民年金保険料を納付するように勧められたため、年金手帳を持参して、市役所の支所で申立期間の保険料を遡って一括して納付した。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月頃に、年金手帳を持参して、市役所の支所で申立期間の国民年金保険料を遡って一括して納付したと主張しているが、申立期間の保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行う必要があるところ、i) 申立人は、国民年金の加入手続を行ったかどうかについての記憶が定かではないこと、ii) 申立人が当時居住していたとする市において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、同年同月頃に、申立人の国民年金の加入手続が行われていたと推認することはできない。

また、申立人は、口頭意見陳述において、申立期間の国民年金保険料を納付した際に、市役所の支所の担当者から、「納付した保険料については、年金手帳に記載されている厚生年金保険の記号番号で管理する。」と言われたので、その年金手帳には国民年金手帳記号番号は記載されなかった、また、領収書の発行を求めたにもかかわらず、領収書を発行してくれなかつたと主張しているが、i) 厚生年金保険の記号番号を用いて国民年金保険料の管理を行うことは、制度上有り得ないこと、ii) 申立人が申立期間の保険料を納付したとする平成5年3月頃の時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となり、市役所の支所では納付することができなかつたことが確認できるこ

と、iii) 仮に、市役所の支所において、保険料を収納したのであれば、領収書を発行しないことは、通常考えにくいことから、申立人が申立期間の保険料を遡って一括して納付していたと推認することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 5773

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 59 年 3 月まで

私は、会社を退職した後の昭和 55 年 7 月頃に、市役所の窓口の職員から、国民年金は強制加入であるとの説明を受けたことから、国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、納付書により毎月市役所で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 7 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日から、59 年 4 月頃と推認できることから、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない。

また、申立人が現在所持する年金手帳には、昭和 59 年 6 月に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されており、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、別の年金手帳の交付についての記憶が曖昧である上、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳に国民年金の被保険者となった日が昭和 55 年 7 月 15 日と記載されていることを根拠に、この時期に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、この国民年金の被保険者となった日は、保険料の納付の有無にかかわらず、法律の規定に基づき最初に国民年金に加入すべき日が、国民年

金の被保険者資格取得日として年金手帳に記載されることから、保険料納付の開始時期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 5774

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 5 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 55 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月から同年 10 月まで

私は、20 歳になった頃、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、国民年金保険料については、私の母親が、市役所又は金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった頃、その母親が、申立人の国民年金保険料を市役所又は金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、納付場所及び納付金額の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 5775

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 62 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 57 年 * 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。

その後、私は、国民年金保険料を、納付書の納付期日どおりに、毎月又は 2 か月ごとに金融機関で納付していた。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 57 年 * 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。」と述べているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、60 年 3 月又は同年 4 月頃と推認されることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 12 月までの期間については、国民年金の加入手続が行われたと推認される時点で、当該期間は時効により国民年金保険料を遡って納付することができない期間であり、申立人が当該期間の保険料を納付するには別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出される事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 60 年 1 月までの期間については、国民年金の加入手続が行われたと推認される時点で、遡って国民年金保険料を納付することができる期間ではあるが、申立人は遡って当該期間の

保険料を納付したことではないと述べている。

加えて、申立期間は 63 か月に及ぶ上、申立人は、申立期間に二つの異なる地域に居住していることから、これだけの期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとも考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5776

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年10月から10年1月まで

私が20歳になった平成6年＊月に、母親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

その後、母親が、私及び母親の二人分の国民年金保険料を一緒に前納してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成6年＊月に、その母親が、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の基礎年金番号は、12年3月に付番されていることが、オンライン記録により確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立期間当時に、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、i) 上記のとおり、申立人の基礎年金番号は、平成12年3月に付番されていることが確認できることから、その時点までは、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと推認されること、ii) 申立人の基礎年金番号が付番された同年同月の時点で過年度納付することが可能であった申立期間直後の10年2月から11年3月までの保険料が12年3月に納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の母親が、申立期間当時に、申立期間の保険料を前納していたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 5777

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 8 月まで

私は、昭和 61 年 7 月に退職した後、国民年金に加入したが、当時、国民年金保険料を納付する余裕が無かったことから、保険料の免除を申請した。その後、62 年 9 月に再就職し、その会社で初めての給料を支給された頃、区役所から申立期間の保険料の追納を促す書類が届いた。その書類には保険料の追納期間と追納金額が記載されていたことを憶えている。区役所へ確認に行ったところ、備え付けの納付書に、区役所職員が金額を記載したものを受け取った。

私は、当時、国民年金保険料の納付を免除された期間も未納期間になってしまい、未納期間が 1 か月でもあると将来年金がもらえなくなると思っていたので、その場で、当時の私の給料 1 か月分に相当する金額を納付し、受け取った領収書に 8,000 円 ×14 と書いてあったことを思い出した。申立期間の保険料が免除されたままの記録となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 9 月に再就職した後、区役所から国民年金保険料の追納を促す書類が届いたため、区役所へ赴き、当時の自身の給料 1 か月分に相当する金額を追納保険料として納付したとしている。しかし、制度上、免除期間の保険料の追納勧奨及び追納納付書の発行は、社会保険事務所（当時）が行うことから、申立人の主張とは一致しない上、申立期間当時に申立人が居住していた区の保険料の収納業務等を統括した市では、区役所で保険料の追納勧奨は行っておらず、追納納付書を発行することも追納保険料を収納することもなかったとしている。

また、口頭意見陳述において、申立人は、「保険料を納付した領収書には、

8,000円×14と書いてあったので、11万2,000円を納付したことを見出した。」と新たに主張したが、申立人の主張する時期に申立期間の国民年金保険料を納付した場合、保険料額、納付月数及び納付額の内訳は、昭和61年度の月額保険料7,100円を9か月分、62年度の月額保険料7,400円を5か月分の総額10万900円となり、申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、家計簿等）が無く、口頭意見陳述においても前述の主張のほかに具体的な納付を裏付ける新しい証言や周辺事情を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 5778

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、アルバイトを始めた昭和 50 年 4 月頃、母親から、将来のために国民年金に加入するよう勧められたので、勤務先の隣にあった市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所内の金融機関で 3 か月ごとに 1 回当たり 3,500 円程度の国民年金保険料を納付書により納付していた。

申立期間当時、私の従兄弟が市役所に勤めていたので、私が定期的に市役所に行っていたことを記憶している。また、私の姉も、当時、母親が私に国民年金の加入を勧めていたことを記憶している。

申立期間が国民年金に未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月頃、その母親から国民年金の加入を勧められ、勤務先の隣にあった市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所内の金融機関で 3 か月ごとに国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、49 年に会社を退職した際に返還されたとする年金手帳を国民年金の加入手続を行った際に提出した記憶も無く、新規に年金手帳が交付された記憶も無いとしていることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立人の所持する年金手帳等から、昭和 52 年 12 月に国民年金に任意加入し国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人の従兄弟及び姉からは、申立期間当時の国民年金保険料の

具体的な証言が得られず納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 5779

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年4月から同年12月まで

私は、いつ頃かは分からぬが、母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行ったと聞いていた。申立期間の国民年金保険料については、母親が区役所で遡ってまとめて40万円ぐらいを納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その母親は納付時期の記憶が曖昧である上、その母親が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際に納付した場合の金額と乖離している。

また、申立期間直後の期間の国民年金保険料を、遡って納付していることがオンライン記録により確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年2月に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 5780

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、同年代の友人から勧められて国民年金に加入したが、その具体的な時期や加入手続を行った場所は不明である。申立期間の国民年金保険料は、私が毎月金融機関で納付書により納付したが、金額については記憶に無い。私は、昭和 57 年 12 月に国民年金の資格喪失手続を行った記憶も無く、申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、昭和 57 年 12 月に、国民年金の資格喪失手続を行った記憶は無く、当該手続を行う理由も見当たらないと主張している。しかし、申立人が所持する年金手帳に、同年同月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した旨の記載があることに加え、特殊台帳においても、同年同月同日に被保険者資格を喪失したと記録されていることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付書により納付したと主張するのみで、当該期間の保険料の納付金額や納付時期の記憶が曖昧であることから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 5781

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年1月から11年3月まで

私は、平成11年頃、国民年金保険料が未納である旨の通知と申立期間の保険料の納付書が届いたため、母親に依頼して、区役所の窓口で、39か月分の保険料として30万円ぐらいをまとめて納付してもらった。過去の未納分の保険料を遡って納付したのは、そのとき1回だけで、未納の保険料を納付した後には、役所から未納の通知は届いていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年頃、過去の未納分の国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、その母親に納付してもらったとし、過去の保険料を遡って納付したのは、そのときの1回だけであると述べている。しかし、申立人に対しては、12年12月に過年度保険料の納付書が発行され、同年同月25日にまとめて納付されていることが確認でき、申立内容と一致しないことに加え、この時点で、申立期間の大半の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、平成11年頃、申立期間の国民年金保険料として30万円ぐらいをまとめて納付したと述べているものの、同時期に申立人の保険料が納付された形跡は無い一方、12年12月及び13年1月の近接した時期に納付している11年4月から13年3月までの保険料額が30万円強であり、申立人が納付したとする保険料額とほぼ一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の時期であり、同番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 5782

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年7月及び同年8月

私の夫は、昭和36年4月頃、私の国民年金の任意加入手続を行ってくれ、その後、私の国民年金保険料を納付してくれていた。夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた平成5年7月及び同年8月について、私の国民年金保険料は、区役所から納付書が送られてきたので、夫が、同納付書により、郵便局で納付してくれていた。私は、申立期間の保険料を、納付書により郵便局で納付していたことを、夫がはっきりと憶えているにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた申立期間の国民年金保険料については、区役所から送られてきた保険料の納付書により、平成5年中に、その夫が納付してくれていたと主張しているが、保険料の納付書を発行するために必要となる国民年金の種別変更手続については、申立人自身は、当該期間に係る国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への同手続を行った記憶は無く、当該期間の保険料を納付したとするその夫も、同手續を行った憶えは無いとしているなど、当該期間当時の国民年金の種別変更状況は不明である。

また、オンライン記録では、申立人に係る申立期間の国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の処理は、平成8年11月になされており、当該期間当時は、第3号被保険者のままであったことが推認できることから、申立人について国民年金保険料の納付書が発行されていたとは考えにくいことに加え、同変更の処理がなされた同年同月の時点においては、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申

立人が、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 5783

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 38 年頃、母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に母親が国民年金保険料を納付していたが、厚生年金保険に加入した 40 年 4 月以降も重複して国民年金保険料を納付していたことに気付き、年金事務所に問い合わせたところ、還付済みであるとの回答があった。

私は、国民年金保険料の還付請求を行ったことや還付を受けた記憶は無く、申立期間の保険料を納付した検認印が押してある国民年金手帳を所持しているので、当該期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の検認印が押されている国民年金手帳を所持しており、同保険料が還付された記憶は無いと主張しているが、申立人は、申立期間は厚生年金保険の被保険者となっており、当該期間の国民年金保険料を納付していることから、申立期間の保険料が過誤納として還付手続が行われたことに不自然さは見られない。

また、申立人の特殊台帳には、申立期間の国民年金保険料についての還付の記載があり、還付金額等の記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5784

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 63 年 3 月まで

私は、申立期間は学生のため実家を離れていたが、母親が実家のある町役場で国民年金の加入手続と国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとするその母親は既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人の兄は、学生の頃は国民年金に未加入であったことからも、申立人が国民年金に加入し、かつ国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5785

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 11 月から 51 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から 51 年 8 月まで

私は、会社を退職した後の昭和 50 年 11 月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、時期は定かではないが、市役所の窓口で 1 万 3,000 円ぐらいの金額を遡って一括して納付した。

申立期間が未加入期間とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 11 月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、53 年 6 月頃であると推認できることから、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、同年同月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を遡って一括して納付したと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、平成 12 年 3 月に変更されるまでは、昭和 53 年 6 月であったことが、申立人の被保険者名簿及び特殊台帳により確認できる上、オンライン記録でも、申立人が申立期間当時国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期についての記憶が定かではない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6024

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月頃から 44 年 12 月頃まで

私は、昭和 41 年 7 月頃から 44 年 12 月頃まで、A 社に勤務した。初めは同社 B 作業所で C 職として勤務し、その後、事業主の自宅に併設されていた同社 D 作業所で C 職として 1 年以上勤務した。同社 B 作業所と一緒に働いていた同僚に厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず、私には記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容に係る記憶及び申立人が記憶する複数の同僚の A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の複数の同僚は、A 社 B 作業所で、申立人と同じ C 職だったと述べているものの、「入社したとする時期から 6 か月から 8 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。」と述べている。

また、申立期間に A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、回答のあった者のうち、同社 D 作業所で、申立人と同じ C 職だった同僚から、「私は、昭和 36 年 10 月 1 日に入社したが、入社してから 4 年 9 か月後の 41 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。入社後何年も経てから厚生年金保険に加入している人が多いと聞いている。経験や技量によって異なる取扱いがあったと思う。」との回答があった上、E 職の同僚から、「作業所勤務の人は技術を覚えるまではということもあり、入社してから期間をおいて厚生年金保険被保険者の資格取得の届出を行っていたようだと聞いている。」との回答があり、

同社では、厚生年金保険の加入は経験や技量により取扱いが異なり、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかつたことがうかがえる。

さらに、A社が加入していたF厚生年金基金から、申立人における加入記録は無いとの回答があった。

加えて、元事業主は、当時の資料は無く不明としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6025

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 5 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 12 月から 25 年 1 月まで

A 社で勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間に含まれていない。当時の同僚の名前を覚えているので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 35 年に B 社に就職した際に提出した身上書の職歴欄に、入社した日付は不明だが、24 年 8 月まで A 社に勤務した旨及び同年 8 月中に C 社に勤務したことが記載されていることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間のうち、一部期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している A 社の所在地から検証したものの、同社に係る情報は得られない上、日本年金機構 D センターが保管する駐留軍に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び資料を確認したが、同社の名称は無かった。

また、管轄法務局に A 社の登記を確認したが該当する事業所は無かった。さらに、申立人が記憶している 12 名の同僚のうち、名前が判明した 5 名について申立期間の厚生年金保険加入状況を確認したところ、そのうちの 4 名は申立期間において厚生年金保険の被保険者となっておらず、1 名は申立期間に被保険者となっているものの、事業所名が不明である上、これら 5 名は既に死亡しているため、申立人の A 社における雇用形態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、上記の身上書の職歴欄に申立人が申立期間のうちの一部期間において勤務していたと記載している C 社は、申立期間後の昭和 26 年 5 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所であることが、オンライン記録及び厚

生年金保険被保険者名簿から確認できる。

また、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6026

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 21 日から 48 年 7 月 21 日まで

私は、昭和 44 年 12 月 1 日から 48 年 7 月 20 日までの期間、A 社 B 営業所に勤務したが、厚生年金保険の記録では、申立期間について被保険者期間となっていない。

申立期間に係る昭和 45 年 * 月に長男が誕生し、健康保険被保険者証も所持していたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

保険料控除を証明する給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から、申立人は、期間は特定できないが、A 社 B 営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が同僚であったと供述する 3 名についての記載は確認できない。

また、申立期間当時、社会保険手続等の担当であった総務担当者は「従業員の社会保険への加入については、全て上司からの指示で行っており、加入手続を指示された従業員についてのみ厚生年金保険に加入させていた。」と供述していることから、申立期間当時、A 社では、従業員の全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、A 社が加入している厚生年金基金は、申立期間について、申立人の加入記録は確認できないと回答している。

加えて、A 社は、人事記録等当時の資料を保管していない上、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していないため、厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 16 日から同年 11 月 3 日まで
② 昭和 33 年 12 月 4 日から 34 年 8 月 20 日まで
③ 昭和 36 年 12 月 2 日から 37 年 4 月 28 日まで
④ 昭和 37 年 5 月 6 日から同年 12 月 28 日まで
⑤ 昭和 47 年 1 月 10 日から同年 4 月 28 日まで
⑥ 昭和 50 年 3 月 5 日から同年 7 月 22 日まで
⑦ 昭和 50 年 7 月頃から同年 12 月 19 日まで
⑧ 昭和 51 年 1 月 17 日から同年 9 月 30 日まで
⑨ 昭和 52 年 1 月 11 日から同年 7 月 30 日まで
⑩ 昭和 52 年 8 月 7 日から 54 年 8 月 29 日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社、申立期間④はD社、申立期間⑤はE社、申立期間⑥はF社、申立期間⑦はG社、申立期間⑧はH社、申立期間⑨はI社、申立期間⑩はJ社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の卒業した学校が保管する進路に関する資料には、申立人の進路先としてA社と記載されていることから、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間①にA社に係る厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「当時は離職者が多かったために、試用期間を1年から2年程度設けていた。私も試用期間が2年ぐらいあった。」と述べている。

また、申立人の記憶している同僚には、A社に係る厚生年金保険被保険

者記録は無い。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載され、連絡先が判明した同僚に照会したが、申立人を記憶する者はおらず、保険料控除に関する証言が得られない。

加えて、上記被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人が記憶している同僚が、「期間は覚えていないものの、申立人とB社においてK業務に従事していた。」と述べていることから、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人の記憶している同僚には、B社に係る厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載され、連絡先が判明した同僚に照会したが、申立人を記憶する同僚はおらず、保険料控除に関する証言が得られない。

さらに、上記被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間③について、申立人はC社L支店に昭和 36 年 12 月 2 日から 37 年 4 月 27 日まで勤務していたと主張している。

しかし、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③において被保険者資格を有する複数の同僚に、申立人の勤務実態について確認したが、同社L支店のことは記憶しているものの、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることができない。

また、申立人の記憶している同僚には、C社に係る厚生年金保険被保険者記録は無い。

さらに、事業主は、申立人に係る記録が会社に残っていないため、申立人の厚生年金保険の加入、保険料の控除及び納付については不明と述べている。

加えて、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間④について、申立人の主張する勤務地域近辺において、D社という名称の適用事業所の記録が見当たらないため、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

また、D社については、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が確認できないため、申立人が同僚として記憶している者を特定することができず、同僚照会を行うことができない。

申立期間⑤について、申立人はE社に昭和 47 年 1 月 10 日から同年 4 月 27 日まで勤務していたと主張している。

しかし、申立人のE社に係る雇用保険の加入記録は確認できず、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間⑤において被保険者資格を有する複数の同僚に申立人の勤務実態について照会したが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることができない。

また、E社は、「保管する人事及び社会保険に係る全ての書類に申立人に関する記載が無い。」と回答しており、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が同僚として記憶している者には、E社に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、E社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載され、連絡先が判明した同僚に照会したが、申立人を記憶している同僚はおらず、厚生年金保険料の控除に関する証言が得られない。

また、上記被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間⑥について、申立人はF社に昭和 50 年 3 月 5 日から同年 7 月 21 日まで勤務していたと主張している。

しかし、申立人のF社に係る雇用保険の加入記録は確認できず、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間⑥において被保険者資格を有する複数の同僚に申立人の勤務実態について照会したが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることができない。

また、申立人の記憶している同僚には、F社に係る厚生年金保険被保険者記録は無い。

さらに、F社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間⑦について、申立人はG社に昭和 50 年 7 月頃から同年 12 月 18 日まで勤務していたと主張している。

しかし、申立人のG社に係る雇用保険の加入記録が無く、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間⑦において被保険者資格を有する複数の同僚に申立人の勤務実態について照会したが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることができない。

また、G社が保管する厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、事業主は「名簿に氏名が無い以上、申立人に関する資格取得の届出、厚生年金保険料の控除及び納付は行っていない。」と述べている。

さらに、G社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間⑧について、申立人はH社に昭和51年1月17日から同年9月29日まで勤務していたと主張している。

しかし、申立人のH社に係る雇用保険の加入記録は確認できず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間⑧において被保険者資格を有する複数の同僚に、申立人の勤務実態について確認したが、申立人が主張している地域の周辺に同社の営業所があつたことは記憶しているものの、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた者は、H社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、H社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間⑨について、申立人はI社に昭和52年1月11日から同年7月29日まで勤務していたと主張している。

しかし、申立人のI社に係る雇用保険の加入記録が無く、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間⑨において被保険者資格を有する複数の同僚に、申立人の勤務実態について確認したが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた者は、I社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、I社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間⑩について、申立人はJ社に昭和52年8月7日から54年8月28日まで勤務していたと主張している。

しかし、申立人のJ社に係る雇用保険の加入記録が無く、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間⑩において被保険者資格を有する複数の同僚に、申立人の勤務実態について確認したが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることができない。

また、申立人がJ社の同僚として名前を挙げた者は、同社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、J社の厚生年金保険の新規適用日は昭和53年10月1日であり、申立期間⑩の一部は適用事業所となっていない。

加えて、J社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①から⑩までについて、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料控除について確認できる関連資料を所持していない

ことから、保険料控除について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6028

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 4 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 5 月に A 社に入社し、37 年 10 月に B 社（現在は、C 社）に社名変更したが、61 年 9 月 30 日まで勤務した。オンライン記録では、38 年 8 月 1 日から 41 年 9 月 1 日までの期間しか第三種被保険者となっていないが、申立期間①及び②においてもずっと入坑手当をもらっており、坑内員として勤務していたので、第三種被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間①及び②に技術職員として坑道等の掘削業務に従事していたことは推認できる。

しかし、C 社は、「申立期間①及び②当時は、坑内作業にもいろいろな種類や勤務形態があり、その勤務形態に応じて第一種、第三種と区別していたようだが、申立人の場合、発令記録しか保管されていないので、申立期間①及び②に第三種被保険者の届出及び保険料控除を行ったかについては、不明である。」と回答している。

また、申立人は、申立期間①及び②に一緒に勤務したとする上司及び同僚を 10 名記憶しているが、その 10 名全員は、申立人が一緒に勤務したとする期間は第一種被保険者となっていることが確認できる。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 29 年 1 月 1 日から 32 年 6 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得した 236 名（申立人を除く。）を調査したところ、ほとんどの者（233 名）は、申

立人と同様に第一種被保険者であり、3名のみ第三種被保険者の記録がある。また、B社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、40年4月1日から43年7月12日までの期間に被保険者資格を取得した140名（申立人を除く。）を調査したところ、ほとんどの者（139名）は、申立人と同様に第一種被保険者であり、1名のみ第三種被保険者の記録がある。

加えて、B社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、坑内夫の表示が無い上、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「種別変更昭和38年8月10日」と申立期間①直後に第三種に変更と記載されており、オンライン記録と一致している。また、同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の種別欄には、ほかの第一種被保険者と同様に「1」に丸印が付されている上、第三種被保険者の記録のある同僚の備考欄には種別変更年月日が記載されているが、申立人の備考欄にはその記載は無い。

このほか、申立人が申立期間において第三種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の第三種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6029（事案 4928 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 6 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 2 月から 28 年 2 月まで

前回の申立てでは、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認められなかった。

今回、新たに当時の同僚を思い出したので、再度、申立てをする。

また、前回は姓のみしか挙げなかつた同僚についてもフルネームを思い出した。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の供述から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、オンライン記録において、同社は、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかつたことが確認できる上、同社の給与担当者が、「昭和 28 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となる前の期間は、給与から厚生年金保険料を控除していなかつた。」と供述しており、そのほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 1 月 13 日付けの年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たな情報として、前回は挙げていなかつた同僚及び前回は姓のみしか挙げていなかつた同僚のフルネームを思い出したとしており、改めて申立人が挙げている全ての同僚について年金記録を調査したところ、特定できた 8 名については、いずれも申立期間について厚生年金保険の被保険者となつてないことが確認できた。

したがつて、これらは委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認めら

れず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6030

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 5 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 23 年 7 月頃から 34 年 1 月頃まで

夫は、昭和 23 年 7 月頃に A 農業協同組合に就職して 24 年間ぐらい勤務した。この農業協同組合には、常勤職員として夫と所長の 2 名がおり、非常勤職員として女性職員が 2 名ぐらいいた。B 共済組合からの加入期間確認の書面を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 共済組合から提出された申立人に係る組合員資格取得届から、申立人が、申立期間のうち、少なくとも昭和 33 年 10 月から同年 12 月までの期間において A 農業協同組合に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間のうち、昭和 23 年 7 月頃から 33 年 9 月までの期間において A 農業協同組合に勤務していたことを確認できる具体的な供述等を得ることはできなかった。

また、オンライン記録において、A 農業協同組合が厚生年金保険の適用事業所となった日付を確認することはできないが、同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、被保険者となっているのは申立人一人だけであり、申立人の資格取得日は昭和 38 年 6 月 1 日となっていることが確認できる。

このことについて C 年金事務所は、「事業所名簿においても A 農業協同組合の名前を確認することができないが、被保険者が 1 名で、資格取得日が昭和 38 年 6 月 1 日であることから、同組合が厚生年金保険の適用事業

所となったのは、同年6月1日であると思われる。」と回答しており、同組合は、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったと認められる。

また、A農業協同組合を承継したとするD農業協同組合は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認できない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6031

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 4 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 15 日から 32 年 2 月 1 日まで

私は、A 社に昭和 32 年 1 月末日まで勤務し、B 業務をしていたが、厚生年金保険の記録によると、同社での被保険者資格の喪失日が 29 年 4 月 15 日となっている。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることができなかった。

また、オンライン記録によると、A 社は、昭和 29 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同年 5 月 1 日から 32 年 2 月 1 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6032

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 16 日から A 社 B 支社 C 事業所に、学生アルバイト（臨時雇用員）として勤務し、44 年 3 月に D 支社 所管に所属が変わったが、途中退社することなく継続して 47 年 3 月 31 日まで勤務していた。毎月、厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、私の厚生年金保険被保険者記録は、44 年 11 月 1 日から 47 年 4 月 1 日までの期間が欠落している。

私と同様に大学卒業まで勤務していた同僚の被保険者記録は、昭和 47 年 3 月まで継続していることなどから、私の被保険者記録も継続していたことを確信しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社 D 支社 C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社 D 支社 に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 44 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 11 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、この記録は、オンライン記録と一致している上、申立期間において、上記被保険者名簿に申立人の名前は見当たらない。

また、A 社から事業を継承している E 社は、「当時の臨時雇用員については、履歴カードの作成を行っていない上、A 社から賃金台帳、公租公課徴収票等の資料を継承しておらず、申立期間の事実関係を確認することができないため不明。」と回答している。

さらに、申立人が名前を覚えている上司については、連絡先不明のため厚生年金保険料の控除について確認ができなかった。

加えて、E社は「臨時雇用員（アルバイト）は共済組合には加入できなかつたが、昭和38年12月以降、各事業所等で厚生年金保険の適用事業所となっていたところがあり、勤務日数等の条件を満たせば、厚生年金保険の被保険者となることもあり、契約は2か月ごとだった。」と回答しているところ、申立人と同時期にA社D支社C事業所に申立人と同様の条件で勤務していたとする複数の同僚は、「勤務していた期間と厚生年金保険に加入していた期間が異なる。」と証言している。

このほか、申立人は申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6033

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 3 月頃まで

A 事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、昭和 50 年 3 月に高等学校を卒業し、卒業と同時に同事業所に正職員として就職し、進学のため 51 年 3 月頃に同事業所を退職したが、厚生年金保険被保険者記録では、50 年 3 月 4 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失したことになっている。申立期間に同事業所に勤務していたことに間違いないので、調査の上、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 3 月 4 日に A 事業所に正職員として入社し、51 年 3 月頃に同事業所を退職したと述べている。

しかしながら、A 事業所の管轄を継承している B 社 C 支社及び D 事業所職員の履歴管理をしている E 機構は、「申立人に係る資料が無く、回答不能。」と回答している上、F 共済組合は、「当組合では申立人の組合員期間は確認できない。」と回答している。

また、F 共済組合は、「当時の D 事業所は、G 共済組合法に従って運営していた。同法の対象となるのは、D 事業所においては職員及び準職員に限られ、臨時雇用員及び試用員については、各事業所を適用事業所とする厚生年金保険の対象としていた。同法では退職一時金の支給について、組合員期間が 1 年未満で退職した期間については、退職一時金の算定期間にならない旨定められている上、通算年金通則法（昭和 36 年法律第 181 号）において、ほかの年金制度に通算されない旨定められている。申立人が昭和 50 年 3 月 4 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 4 月 1

日に同資格を喪失していることを勘案すると、申立人は、50年3月4日から同年3月31日までの期間は臨時雇用員として勤務し、同年4月1日に準職員の発令を受け、同時にH共済組合の組合員になったと思われるが、申立人に係る退職一時金の支給記録が無いことから、51年3月31日以前に、D事業所を1年未満の期間で退職しているものと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人は、進学のため昭和51年3月頃からI校（現在は、J校）に通学を始め、同年3月下旬にはA事業所で勤務していなかったと思うと述べていることから、J校に照会したところ、「本校における申立人の入学式の日は、51年4月12日となっている。ただし、現在も入学式の数日前からオリエンテーション・事前説明などを行って入学式を迎えていることから、申立人が同年3月下旬から本校に登校していたことは考えられる。」と回答している。

加えて、申立人は、同時期にA事業所に入社した同僚等の氏名を記憶していないことから、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和50年2月及び同年3月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月1日に同資格を喪失した者で、かつ、オンライン記録において、同年4月1日に現在のF共済組合員となった者のうち、連絡先の判明した20人に文書で照会したところ、11人から回答を得たが、いずれも「申立人のことを知らない。」と回答しており、複数の同僚は、「A事業所に入社した日から50年4月1日までの期間は、臨時雇用員であった。」と証言している上、このうち9人は、「50年4月1日から同年9月30日までの期間は準職員、同年10月1日から正職員となった。」と証言している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6034

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 26 日から 50 年 1 月 26 日まで

私は、申立期間には、A 社において主に B 職として勤務していた。当時 15 人ぐらいの従業員がいたことや、同僚の氏名を記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚について雇用保険の記録を調査したところ、いずれも厚生年金保険の被保険者記録とは一致していないことが確認できる。

また、同僚の一人は、「当時、厚生年金保険には、加入を希望する者が加入していた。」と供述している。

さらに、A 社は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認できない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6035

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 25 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 6 月 2 日から 58 年 6 月 30 日まで、A 社において B 業務をしていた。会社が倒産した後も残務整理で勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間のうち、昭和 58 年 2 月 25 日から同年 6 月 6 日まで A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社は昭和 58 年 2 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において同社が適用事業所でなくなった日に事業主及び申立人を含め全ての被保険者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、同僚は、「申立人が倒産後に勤務した期間については分からない。」と供述している。

加えて、申立人は、給与明細書などの厚生年金保険料控除を確認できる資料を所持しておらず、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主の家族から、「会社は既に倒産し、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認できる資料等が無く不明である。」と回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6036

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 9 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月頃から 45 年 8 月 21 日まで

私は、昭和 40 年 4 月頃に A 社 B 営業所に入社し、外交員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、資格取得日は 45 年 8 月 21 日になっている。会社に問い合わせたところ、会社が厚生年金保険の適用事業所になったのは 42 年 2 月 1 日からであるとの回答であったが、申立期間も勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び C 健康保険組合の被保険者加入記録から、期間の特定はできないものの、申立人が A 社 B 営業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同日の昭和 45 年 8 月 21 日に 153 名が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、この点について調査したところ、同社の元営業指導担当者は、「当時、労働組合が設立され、厚生年金保険の加入の取扱いに変更があったためと思われる。」と証言し、同社の元管理課職員も、「外交員の安定確保の処遇改善策の一つとして厚生年金保険の加入の道を拓いた。」と証言している。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 2 月 1 日から申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した 45 年 8 月 21 日までの同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚に厚生年金保険加入について照会したところ、複数の元同僚は、

「事務職は正社員で、入社と同時に厚生年金保険に加入したが、外交員は委任契約で一定期間に営業成績をあげた後、本人の希望により厚生年金保険に加入できた。」と証言しており、申立期間において、A社の全外交員が厚生年金保険の加入対象であったことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は健康保険に加入していたと主張していることから、元上司に外交員の健康保険の適用について照会したところ、「当時、外交員は健康保険の被保険者資格のみ取得し、厚生年金保険には加入していないと思う。」と供述している。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、昭和45年6月までの保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6037

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月頃から 39 年 4 月 1 日まで

昭和 38 年 4 月頃から 39 年 8 月末まで A 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間は同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までとなっている。私と中学校の同級生で同時期に入社した同僚と加入期間が異なることに納得できないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主及び中学校の同級生で申立人と同時期に同社に入社した同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社が加入する B 健康保険組合は、「申立人の健康保険被保険者資格取得日は昭和 39 年 4 月 1 日であり、同資格喪失日は同年 9 月 1 日である。」と回答しており、オンライン記録と一致する。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号は、昭和 39 年 5 月 14 日に払い出され、同資格取得日は、同年 4 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、「A 社に入社した直後にけがをし、1 か月から 2 か月ぐらいは会社を休み、その後、リハビリに通った。」と述べており、申立人の申立期間における勤務形態及び業務内容が申立人の記憶する同僚と同一であったか否か確認できない。

加えて、申立人は、申立期間における給与明細書等の保険料控除の事実が確認できる資料を所持していない上、現在の A 社の事業主は、「資料が無く、当時の事業主及び社会保険の担当者は死亡しているため、不明。」と回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について

確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6038

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 44 年 1 月 11 日まで

私は、平成 7 年頃、社会保険事務所（当時）で年金記録の確認をした際に、昭和 29 年 6 月 1 日から 44 年 1 月 10 日まで A 社に勤務した厚生年金保険の記録が無く、脱退手当金を支払われていることを初めて知ったがどうすることもできなかった。今回、日本年金機構から脱退手当金についての確認はがきが届いたので申し立てた。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 16 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 44 年 1 月の前後 3 年以内に資格喪失した者 8 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 6 名が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、連絡先が判明した同僚 1 名は、

「事業所が代理で請求手続をして受領した。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者名簿の申立人の備考欄に脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 4 月 18 日に支給決定されているほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から

当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答した「回答済 44.2.20」の記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6039

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 5 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 21 日から 63 年 3 月 23 日まで

私は、A 社（現在は、B 社）の C 職（パート勤務）として、昭和 62 年 10 月 27 日から 63 年 3 月 22 日まで、D 社 E 事業所に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人の退職届から、申立人は同社を昭和 63 年 3 月 22 日に離職していることが確認できることから、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、B 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険被扶養者（異動）届により、申立人は昭和 62 年 10 月 27 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 11 月 21 日に同資格を喪失していることが確認できる上、上記被保険者資格喪失届から同年 11 月 30 日付けで健康保険被保険者証を添付して社会保険事務所（当時）に提出されていることが確認できる。

また、B 社の人事担当者は「健康保険・厚生年金保険・雇用保険は勤務条件に変更があれば同時に処理を行うため、厚生年金保険の被保険者資格喪失の届出と併せて雇用保険も資格喪失処理がされていると考えられる。」と証言しているところ、雇用保険の記録において、申立人は昭和 62 年 11 月 20 日に同資格を喪失していることが確認できる上、B 社から提出された同年 11 月分の「健康保険保険料厚生年金保険保険料児童手当拠出金増減内訳書」によると、申立人は同年 11 月 21 日に資格喪失し、同

年 11 月の申立人の健康保険料及び厚生年金保険料が減額されていることが確認でき、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人が申立期間において同様の勤務形態であったとする同僚 1 名は、A 社のオンライン記録において同社の記録に名前が見当たらない上、同社から提出された当該同僚に係る採用稟議書によると、同氏は厚生年金保険の被保険者資格取得の要件を満たしていないことが確認できる。

このほか、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 3 月 1 日から 35 年 12 月末日まで勤務した A 社を結婚のため退職したが、この期間の厚生年金保険が脱退手当金を支給済みであるとのはがきが平成 22 年 9 月に届き驚いた。在職中も、退職時も脱退手当金という言葉は聞いていないし、何の通知もなく、母からも聞いていないので、誰がどのように受け取ったのか調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りではなく、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 5 月 18 日に支給決定されているほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した「回答済 36. 5. 11」の記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかつたのであるから、申立期間の事業所を退職後結婚することになった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 1 日から 59 年 2 月 1 日まで

私は、A 社に昭和 53 年 8 月から 59 年 1 月まで勤務し、B 職をしていましたが、その期間の年金記録が欠落している。当時の同僚の名前を覚えており、健康保険被保険者証ももらった覚えがあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の事業主は、「申立人の名前は覚えているが、5 年もいたような記憶は無い。当時、B 職の人員は 10 数名いたが、請負（歩合給）契約の人もいたので、B 職の全員が社会保険に加入していたわけではなく、本人の希望を聞いて加入手続をしていた。」と回答している。

また、A 社の従業員数について複数の同僚が「10 数名はいた。」と供述しているが、申立期間の被保険者数は、3 名から 8 名であることから、全ての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶している B 職の同僚 3 名のうち、1 名の同僚に該当する姓は、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 9 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 8 月 20 日から 30 年 5 月末まで

私は、昭和 25 年 8 月 20 日から 30 年 5 月末まで A 社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社を退職後に勤務した B 社が保管する人事台帳に、前職の記録として昭和 25 年 9 月から 30 年 4 月まで A 社に勤務した旨が記載されていること、及び同社が厚生年金保険の適用事業所となった 31 年 4 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚から、申立人と一緒に同社で勤務していたとの証言を得ていることから、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、昭和 31 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、同僚は、「A 社は昭和 31 年 4 月から厚生年金保険に加入了。」及び「厚生年金保険料については、事業主から 31 年 4 月から控除する、と言われた。」と述べている。

さらに、A 社の当時の事業主及び同僚についても申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6043

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 9 年 5 月 31 日まで

私は、A 社の代表取締役として申立期間中 30 万円の報酬を得ており、それに見合った報酬月額を届け出していた。その後、社会保険事務所（当時）から保険料の滞納について指導があり、標準報酬月額の訂正に同意をしたが、標準報酬月額が大幅に引き下げられていることはおかしいので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 30 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 9 年 5 月 31 日）より後の同年 6 月 6 日付で、6 年 4 月から同年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 9 年 4 月までは 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役として同社に在籍していたことが、同社の商業登記簿謄本により認められる。

また、申立人は、「経営不振により資金繩りに苦労していた平成 8 年 4 月頃、社会保険事務所から保険料滞納の指導を受けて、標準報酬月額を減額処理することに同意した。」と述べている。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながらその処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6044

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 16 日から 38 年 8 月 31 日まで

私は、昭和 33 年 3 月 3 日から 34 年 3 月 10 日まで B 社に勤務した。

その後、昭和 34 年 3 月 16 日から 38 年 8 月 30 日まで A 社に勤務したが、平成 22 年の 9 月頃に「脱退手当金を受け取られたかどうかの確認について」のはがきが届き年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が脱退手当金として既に支給済みであるということが分かった。

しかし、当時の私は脱退手当金の制度も知らず請求した覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページの前後 12 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 38 年 8 月 31 日）の前後 3 年以内に資格喪失し、同社を最終事業所とする脱退手当金の受給要件を満たしている 19 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 14 名について脱退手当金の支給記録があり、14 名全員が資格喪失日から約 8 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立期間における社会保険事務担当者は退職する従業員に代わり事業所が代理請求したと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年

金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年10月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6045

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 1 日から同年 5 月 25 日まで
② 昭和 36 年 6 月 1 日から同年 10 月 21 日まで
③ 昭和 36 年 10 月 23 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 5 月 2 日まで
⑤ 昭和 37 年 5 月 2 日から同年 6 月 1 日まで
⑥ 昭和 37 年 11 月 28 日から 39 年 2 月 1 日まで
⑦ 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 26 日まで

私は、申立期間について脱退手当金を支給されていることを 65 歳の年金手続の際に初めて知ったが、受給した記憶は無いので不思議に思っていた。今回、日本年金機構から脱退手当金についての確認はがきが届いたので、申立期間を調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金に係る最後の事業所である A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、昭和 46 年 8 月 16 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 10 月 12 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、複数の事業所に係る同一の記号番号で管理された申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りも無いことから、事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6046

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 11 日から 39 年 2 月 20 日まで

私は、A 社に勤務した期間が、脱退手当金を支給されたことになっていることを知った。しかし、同社を結婚のために退職した後に、夫から厚生年金保険を脱退するように強く勧められたため、私は反対したもの、言われたとおりの手続をするために社会保険事務所（当時）へ出向いた。窓口でその旨を伝えたところ、担当者から半分脱退して半分残すように言われた記憶がある。しかし、私は納得できなかつたため手続を行わなかつたはずであり、脱退手当金は受給していないので調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、結婚後に A 社における厚生年金保険について脱退手当金の請求手続をするために、昭和 39 年 10 月頃自ら社会保険事務所へ出向いたものの実際には脱退手当金の請求手続をしなかつたと述べているが、支給決定日が 40 年 1 月 21 日であることを踏まえると、申立人が請求したことを疑わせる事情は無い上、同社の被保険者資格喪失後の 39 年 2 月から 49 年 12 月までは国民年金に加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 2 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 8 月 21 日から 25 年 4 月 21 日まで

私は、年金の手続の際に、A 社に勤務していた期間については脱退手当金を受け取ったことになっているという説明を受けたが、同社を退職した直後に結婚しており、会社から脱退手当金の話を聞いたことも、退職後に連絡も一切無かった。脱退手当金は受け取っていないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 10 日後の昭和 25 年 5 月 1 日に支給決定がされているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間について、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に係る脱退手当金は昭和 25 年 5 月 1 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり 20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかつたのであるから、申立てに係る事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6048

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 1 日から同年 9 月 22 日まで
② 昭和 39 年 12 月 3 日から 42 年 12 月 21 日まで

私は、一身上の都合により、当時、勤務していた A 社を退職した。退職時に脱退手当金の説明を受けた記憶は無く、受給した記憶も無い。60 歳に年金を受給する時に、同社に勤務していた期間について、初めて脱退手当金が支給されていることを知ったが、疑問に思いながらも、そのまま年金事務所から通知された年金を受給した。今回、脱退手当金の確認のはがきを受け取り、申立てをした。調査の上、脱退手当金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 30 ページに記載されている女性 14 名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 12 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている 6 名（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、5 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 4 名（申立人を含む。）が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、この 4 名のうち 1 名は、「会計係の女子事務員から口頭で脱退手当金の説明を受け、事業主が代わって請求した。当時の厚生年金保険被保険者証を所持しているが、それには「脱退・B 事務所」の表示がある。」と証言していることなどを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当

金の支給を意味する「脱退・B 事務所」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和43年3月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6049

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 30 日まで勤務していた A 社を、結婚を契機に退職したが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無く、脱退手当金として支払われていることを、年金記録を確認した際に初めて知った。退職時に厚生年金保険被保険者証を返した際、経理の担当者から「後日、年金関係の通知を送ります。」と言われたが、そのままになっていた。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 9 月 4 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6050

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 14 日から 40 年 7 月 25 日まで

A 社に係る厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっているが、同社に係る脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 40 年 9 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は無い。

また、申立人は、申立期間前の B 社 C 工場に係る厚生年金保険被保険者期間についても、脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6051

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 11 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 1 月 8 日から 44 年 11 月 21 日まで

高校卒業後に初めて就職した申立期間①の A 社と申立期間②の B 社の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当を支給済みとなっているが、A 社の脱退手当金については記憶が無いので調査をしてほしい。また、申立期間②の脱退手当金の支給額についても記憶している金額より高額になっているので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の脱退手当金の受給は記憶しているが、申立期間①については受給していないと主張しているところ、昭和 45 年 3 月 6 日に申立期間①及び②の被保険者期間を併せて脱退手当金が支給されていることが、オンライン記録から確認できる。

また、申立人は、脱退手当金の受給を認めている申立期間②について脱退手当金の支給額はオンライン記録の支給額より低額であったと記憶しているが、その支給額は、申立期間①及び②における申立人に係る事業所別被保険者名簿に記載されている被保険者期間及び標準報酬月額を基に算出され法定支給額と一致している上、申立期間②に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には「脱」の表示が記載されていることから、申立期間②に係る脱退手当金を受給した際に申立期間①に係る脱退手当金も併せて受給したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間②の資格喪失後の昭和 45 年 3 月 6 日が支給決定日である脱退手当金を受給したことを見めているところ、申立人が申立期間②に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に

記載されている脱退手当金の受給要件を満たす女性 16 名の支給記録を調査したところ、12 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうちの 8 名についてはそれより前に勤務した事業所を含み合算して支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされ、同様に合算して支給決定された可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6052

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 6 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 2 日から 35 年 5 月 1 日まで
年金事務所から脱退手当金の確認はがきが届き、A 社に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社退職後に婚姻しているところ、厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、昭和 35 年 8 月 24 日に旧姓から新姓への変更が記載されており、申立人の脱退手当金が同年 10 月 6 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたものと考えるのが自然である。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は、支給月数に誤りは無く、支給金額も法定支給額に合致している上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から昭和 35 年 7 月 14 日に当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の同年 10 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらぬとともに、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことを勘案すると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは

考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、
申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6053

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 25 日から 43 年 1 月 11 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、A 社（現在は、B 社）に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給月数に誤りは無い上、支給額も法定支給額に一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6054

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月頃から 52 年 2 月 1 日まで

私は、A社に昭和 50 年 12 月頃に入社し、52 年 3 月 17 日に退職するまで継続して勤務していたが、50 年 12 月頃から 52 年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社の元事業主は既に死亡しており、元取締役も「同社に係る資料は保管していない。」と回答しているため、申立人の申立期間における保険料控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げ、同時期に一緒に勤務していた同僚 2 名は「私の A 社に係る厚生年金保険被保険者期間の記録と同社に勤務した期間は異なる。」と述べ、ほかの 1 名は、「同社は、厚生年金保険について、加入を希望する従業員のみ加入手続をしていた。同社の社員は、国民年金への加入が基本だった。」と述べている。

さらに、申立人が所持している年金手帳に記載された申立人の厚生年金保険の資格取得日（昭和 52 年 2 月 1 日）は、厚生年金保険被保険者番号払出簿で確認できる申立人の資格取得日（同年 2 月 1 日）と一致する上、申立人の A 社に係る雇用保険の加入記録においても、同資格の取得日は昭和 52 年 2 月 1 日となっており、オンライン記録と一致するなど一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6055

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 10 年 7 月 18 日まで

私が代表取締役であった A 社の厚生年金保険の被保険者記録において、平成 8 年 9 月以降の標準報酬月額が低く変更されている。10 年 7 月に取引先の倒産で資金繰りが悪化し同社は倒産したが、申立期間は、会社の業績も良く事務所を移転した頃で標準報酬月額は変更する必要も無く変更もしていないので、訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、59 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 7 月 18 日より後の同年 10 月 1 日付で、8 年 9 月から 9 年 9 月までは 12 万 6,000 円、同年 10 月から 10 年 6 月までは 14 万 2,000 円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A 社の閉鎖事項全部証明書から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A 社が適用事業所でなくなった平成 10 年 7 月 18 日以降に、「何かは覚えていないが、手続するために社会保険事務所（当時）に行き、いろいろな書類を提出した。」と供述していることから、申立人が、当該標準報酬月額の減額処理について同意したと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、A 社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6056

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月頃から 51 年 8 月頃まで

私は、昭和 49 年 12 月頃から 51 年 8 月頃まで、A 社において C 職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している A 社の事業主の名前が、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び同被保険者原票において確認できること、及び申立人が申立期間後に勤務した、B 社が保管する申立人の履歴書の記載から、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は、「申立期間当時、A 社には、10 名ぐらいの従業員が勤務していた。その中にはアルバイトもいた。」と供述しているところ、申立期間当時、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において被保険者は事業主 1 名であることが確認できる。

また、申立人が入社する直前まで勤務していた同僚は、「私が勤務した期間は会社の経営状況が悪く、健康保険から脱退するという話を聞いて同僚は退職したため、退職する直前まで社員は私一人だった。パートの人もいた。」と述べている。

さらに、当該厚生年金保険被保険者原票において、上記の同僚が社員であったとする者の氏名は確認できない。

加えて、申立人は、給与明細書などの保険料控除を確認できる資料を所持しておらず、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主及び関係者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 10 日から 40 年 5 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）に年金裁定請求書を提出した時に、昭和 38 年 4 月 10 日から 40 年 4 月 30 日まで A 社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録は脱退手当金として支給されたことになっているとの説明を初めて受けた。退職時に総務の担当者から厚生年金保険の被保険者証はどうするか聞かれて、一時金をもらえるものなら厚生年金保険を打ち切りにすると意思表示はしていたので厚生年金保険は無いものと思っていた。今回、日本年金機構から脱退手当金についての確認はがきが届き、退職時に脱退手当金について詳しく聞いていないし、脱退手当金としてのお金は受け取っていないので申し立てた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所を退職する際、担当者に対し、「厚生年金保険を打ち切りにして一時金を受け取りたい。」と意思表示していたことを供述している上、この担当者も脱退手当金が支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 40 年 9 月 14 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。